

基準等に定められている研修等一覧

1. 居宅介護支援、介護予防支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、訪問型サービス（従前相当サービス）

項目	委員会	研修	訓練
業務継続計画の策定等		年1回以上 新規採用時（実施が望ましい）	年1回以上
衛生管理等 （感染症の予防等）	おおむね6月に 1回以上	年1回以上 新規採用時（実施が望ましい）	年1回以上
虐待の防止	定期的	年1回以上 新規採用時（必ず実施）	

2. 地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、通所型サービス（従前相当サービス）

項目	委員会	研修	訓練
業務継続計画の策定等		年1回以上 新規採用時（実施が望ましい）	年1回以上
衛生管理等 （感染症の予防等）	おおむね6月に 1回以上	年1回以上 新規採用時（実施が望ましい）	年1回以上
非常災害対策			定期的（※1）
虐待の防止	定期的	年1回以上 新規採用時（必ず実施）	

3. （介護予防）小規模多機能型居宅介護

項目	委員会	研修	訓練
業務継続計画の策定等		年1回以上 新規採用時（実施が望ましい）	年1回以上
衛生管理等 （感染症の予防等）	おおむね6月に 1回以上	年1回以上 新規採用時（実施が望ましい）	年1回以上
非常災害対策			定期的（※1）
虐待の防止	定期的	年1回以上 新規採用時（必ず実施）	
身体的拘束等の適正化	3月に1回以上	年2回以上 新規採用時（必ず実施）	

4. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護

項目	委員会	研修	訓練
業務継続計画の策定等		年2回以上 新規採用時（別途実施）	年2回以上
衛生管理等 （感染症の予防等）	おおむね6月に 1回以上（※2）	年2回以上 新規採用時（必ず実施）	年2回以上
非常災害対策			定期的（※1）
虐待の防止	定期的	年2回以上 新規採用時（必ず実施）	
身体的拘束等の適正化	3月に1回以上	年2回以上 新規採用時（必ず実施）	

※1 防火管理者を置くこととされている事業所は、年2回以上（消防法施行規則）

※2 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、おおむね3月に1回以上